

第118期 中 間 決 算 公 告

令和 5 年12月28日

香川県高松市亀井町 6 番地 1
株式会社 香川銀行
取締役頭取 山田 径男

第118期中（令和 5 年 9 月30日現在）中間貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	245,969	預 金	1,869,630
商 品 有 価 証 券	32	譲 渡 性 預 金	38,350
金 銭 の 信 託	1,017	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	9,452
有 価 証 券	305,511	借 用 金	95,008
貸 出 金	1,542,259	外 国 為 替	12
外 国 為 替	5,249	そ の 他 負 債	6,435
そ の 他 資 産	16,504	未 払 法 人 税 等	1,524
そ の 他 の 資 産	16,504	リ ー ス 債 務	8
有 形 固 定 資 産	27,322	資 産 除 去 債 務	125
無 形 固 定 資 産	343	そ の 他 の 負 債	4,776
前 払 年 金 費 用	2,632	賞 与 引 当 金	307
繰 延 税 金 資 産	2,981	役 員 賞 与 引 当 金	16
支 払 承 諾 見 返	3,718	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	63
貸 倒 引 当 金	△8,407	偶 発 損 失 引 当 金	86
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,357
		支 払 承 諾	3,718
		負債の部合計	2,026,439
		(純資産の部)	
		資 本 金	12,014
		資 本 剰 余 金	9,339
		資 本 準 備 金	9,339
		利 益 剰 余 金	95,909
		利 益 準 備 金	2,674
		そ の 他 利 益 剰 余 金	93,234
		圧 縮 積 立 金	20
		別 途 積 立 金	43,436
		繰 越 利 益 剰 余 金	49,777
		株主資本合計	117,263
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△4,971
		土 地 再 評 価 差 額 金	6,403
		評価・換算差額等合計	1,432
		純資産の部合計	118,695
資産の部合計	2,145,135	負債及び純資産の部合計	2,145,135

第118期中 (令和5年4月1日から
令和5年9月30日まで) 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	16,655
資金運用収益	12,226
(うち貸出金利息)	(9,904)
(うち有価証券利息配当金)	(2,207)
役務取引等収益	2,681
その他の業務収益	27
その他の経常収益	1,720
経常費用	12,122
資金調達費用	447
(うち預金利息)	(255)
役務取引等費用	1,151
その他の業務費用	2,963
その他の経常費用	7,181
その他	379
経常利益	4,533
特別利益	0
固定資産処分益	0
特別損失	92
固定資産処分損失	8
減損損失	84
税引前中間純利益	4,441
法人税、住民税及び事業税	1,559
法人税等調整額	△28
法人税等合計	1,530
中間純利益	2,911

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	17年～50年
その他	5年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,713百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる借入金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に特定し評価しております。なお、ヘッジ対象とヘッジ手段の条件がほぼ同一のヘッジについては、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動をほぼ相殺しているため、有効性の評価を省略しております。また、金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当中間会計期間は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益13百万円を計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 1,017百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,842 百万円
危険債権額	21,871 百万円
三月以上延滞債権額	20 百万円
貸出条件緩和債権額	2,128 百万円
合計額	29,863 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,870百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	115,175百万円
貸出金	10,281百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	95,000百万円
債券貸借取引受入担保金	9,452百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、その他の資産14,512百万円及び預け金31百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金232百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、210,960百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが203,264百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契

約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 13,382百万円
8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は30,974百万円であります。
9. 単体自己資本比率（国内基準） 9.54%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益63百万円、償却債権取立益41百万円及び株式等売却益1,564百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却312百万円を含んでおります。
3. 「特別利益」は、固定資産処分益0百万円であります。
4. 「特別損失」は、固定資産処分損8百万円及び減損損失84百万円であります。
5. 当中間期において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額84百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地59百万円及び建物25百万円であります。

用 途	種 類	場 所	金 額（百万円）
稼 動 資 産	営 業 用 土 地	香 川 県 内	35
		愛 媛 県 内	23
	営 業 用 建 物	香 川 県 内	10
		愛 媛 県 内	14

営業用店舗については、営業店（またはグループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（または各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は、「売却予定額」に基づき評価しております。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 満期保有目的の債券 (令和5年9月30日現在)

	種 類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	12,353	12,433	79
	そ の 他	—	—	—
	小 計	12,353	12,433	79
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	18,620	18,364	△256
	そ の 他	—	—	—
	小 計	18,620	18,364	△256
合 計		30,974	30,797	△177

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (令和5年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—	—
関 連 法 人 等 株 式	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	758
関 連 法 人 等 株 式	15

3. その他有価証券（令和5年9月30日現在）

	種 類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	14,255	6,511	7,744
	債 券	609	604	4
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	609	604	4
	そ の 他	30,271	28,419	1,852
	小 計	45,137	35,536	9,601
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	69	77	△7
	債 券	107,133	110,762	△3,629
	国 債	39,148	41,824	△2,675
	地 方 債	61,389	62,260	△871
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	6,595	6,677	△81
	そ の 他	118,541	131,825	△13,283
	小 計	225,744	242,664	△16,920
合 計		270,881	278,200	△7,319

（注） 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
非 上 場 株 式	1,465
組 合 出 資 金	1,416

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、409百万円（うち、債券106百万円、その他303百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間期末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（令和5年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（令和5年9月30日現在）

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,074百万円
有価証券評価損	153
減価償却費	327
未払事業税	102
その他有価証券評価差額金	2,223
その他	822
繰延税金資産小計	6,703
評価性引当額小計	△3,073
繰延税金資産合計	3,630
繰延税金負債	
退職給付関係	613
その他	35
繰延税金負債合計	649
繰延税金資産の純額	2,981百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,568円20銭
1株当たりの中間純利益金額	38円46銭

以 上

(令和5年9月30日現在) 中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	246,140	預 金	1,868,897
商 品 有 価 証 券	32	譲 渡 性 預 金	38,350
金 銭 の 信 託	1,017	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	9,452
有 価 証 券	305,274	借 用 金	104,388
貸 出 金	1,537,515	外 国 為 替	12
外 国 為 替	5,249	そ の 他 負 債	7,359
リース債権及びリース投資資産	11,232	賞 与 引 当 金	328
そ の 他 資 産	23,144	役 員 賞 与 引 当 金	16
有 形 固 定 資 産	27,411	退 職 給 付 に 係 る 負 債	41
無 形 固 定 資 産	352	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	63
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,255	偶 発 損 失 引 当 金	86
繰 延 税 金 資 産	2,795	繰 延 税 金 負 債	29
支 払 承 諾 見 返	3,718	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,357
貸 倒 引 当 金	△8,847	支 払 承 諾	3,718
		負債の部合計	2,036,103
		(純資産の部)	
		資 本 金	12,014
		資 本 剰 余 金	9,402
		利 益 剰 余 金	97,056
		株主資本合計	118,473
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△4,917
		土 地 再 評 価 差 額 金	6,403
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	433
		その他の包括利益累計額合計	1,919
		非 支 配 株 主 持 分	1,795
		純資産の部合計	122,188
資産の部合計	2,158,291	負債及び純資産の部合計	2,158,291

(令和5年4月1日から)
(令和5年9月30日まで) 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経常収益			19,085
資金運用収益		12,214	
(うち貸出金利息)		(9,882)	
(うち有価証券利息配当金)		(2,216)	
役務取引等収益		2,696	
その他の業務収益		2,523	
その他の経常収益		1,651	
経常費用			14,423
資金調達費用		468	
(うち預金利息)		(255)	
役務取引等費用		1,120	
その他の業務費用		5,083	
その他の経常費用		7,363	
		387	
経常利益			4,662
特別利益			0
特別損失			92
税金等調整前中間純利益			4,570
法人税、住民税及び事業税		1,562	
法人税等調整額		10	
中間純利益			1,572
非支配株主に帰属する中間純利益			2,997
親会社株主に帰属する中間純利益			46
			2,951

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 2社

トモニリース株式会社

香川ビジネスサービス株式会社

② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

④ 持分法非適用の関連法人等 2社

トモニカード株式会社

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 2社

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 17年～50年

その他 5年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,713百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

9. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

10. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
--------	---

数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理
----------	---

なお、一部の連結される子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

11. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる借入金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に特定し評価しております。なお、ヘッジ対象とヘッジ手段の条件がほぼ同一のヘッジについては、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動をほぼ相殺しているため、有効性の評価を省略しております。また、金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

14. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当中間連結会計期間は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益13百万円を計上しております。

会計方針の変更

（割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準の変更）

当行の連結子会社であるトモニリース株式会社は、割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準について、従来より、「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（業種別監査委員会報告第19号 平成12年11月14日）に基づき、割賦売上高と割賦売上原価を両建計上する処理を行ってまいりましたが、当中間連結会計期間にリースシステムを変更したことに伴い、経済実態をより適切に中間連結財務諸表に反映させることが可能となったことから、当中間連結会計期間の期首より、利息相当額のみを売上高に計上する方法に変更しております。なお、当該変更は遡及適用しておりますが、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

また、割賦販売取引に含まれる利息相当額の計上方法については、従来、定額法を採用しておりましたが、上記のシステム変更に伴い、当中間連結会計期間の期首より、原則的な方法である利息法に変更しております。なお、当該変更が過去の期間に与える影響は軽微であるため、遡及適用しておりません。

この変更による当中間連結累計期間の税金等調整前中間純利益に与える影響も軽微であります。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子会社の株式を除く) 293百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,914百万円
危険債権額	21,871百万円
三月以上延滞債権額	20百万円
貸出条件緩和債権額	2,128百万円
合計額	29,935百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,870百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	115,175百万円
貸出金	10,281百万円

担保資産に対応する債務

借入金	95,000百万円
債券貸借取引受入担保金	9,452百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、その他資産14,519百万円及び預け金31百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金239百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、208,960百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが201,264百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置

等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 13,505百万円
8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は30,974百万円であります。
9. 連結自己資本比率（国内基準） 9.55%

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益41百万円及び株式等売却益1,564百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却312百万円を含んでおります。
3. 「特別利益」は、固定資産処分益0百万円であります。
4. 「特別損失」は、固定資産処分損8百万円及び減損損失84百万円であります。
5. 当中間連結会計期間において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額84百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地59百万円及び建物25百万円であります。

用 途	種 類	場 所	減損損失
稼 動 資 産	営 業 用 土 地	香 川 県 内	35 百万円
		愛 媛 県 内	23 百万円
	営 業 用 建 物	香 川 県 内	10 百万円
		愛 媛 県 内	14 百万円

稼動資産については、営業店（またはグループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（または各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

6. 中間連結包括利益計算書における包括利益の金額は2,328百万円であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	32	32	—
(2) 金銭の信託	1,017	1,017	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	30,974	30,797	△177
その他有価証券（＊1）	271,354	271,354	—
(4) 貸出金	1,537,515		
貸倒引当金（＊2）	△8,453		
	1,529,062	1,516,992	△12,069
資産計	1,832,440	1,820,193	△12,247
(1) 預金	1,868,897	1,868,922	25
(2) 譲渡性預金	38,350	38,357	7
(3) 借入金	104,388	104,380	△8
負債計	2,011,636	2,011,660	24
デリバティブ取引（＊3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,133)	(1,133)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(1,133)	(1,133)	—

（＊1）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

区 分	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（＊1）（＊2）	1,529
組合出資金（＊3）	1,416

（＊1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊2）当中間連結会計期間において、非上場株式について減損処理を行ったものではありません。

（＊3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	1,017	—	1,017
商品有価証券及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債	32	—	—	32
その他の有価証券				
国債・地方債等	39,148	61,389	—	100,538
社債	—	7,204	—	7,204
株式	14,797	—	—	14,797
その他	11,763	131,994	—	143,758
デリバティブ取引				
通貨関連	—	43	—	43
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
資産計	65,742	201,649	—	267,392
デリバティブ取引				
通貨関連	—	1,142	—	1,142
クレジット・デリバティブ	—	—	35	35
負債計	—	1,142	35	1,177

（＊）有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は5,055百万円であります。

①第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整額

（単位：百万円）

期首 残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却 及び償還の 純額	投資信託の 基準価額を 時価とみな すこととし た額	投資信託の 基準価額を 時価とみな さいことと した額	期末 残高	当期の損益に計上し た額のうち中間連結 貸借対照表日におい て保有する投資信託 の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上					
5,022	—	33	△1	5,055	—	5,055	—

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	30,797	30,797
貸出金	—	—	1,516,992	1,516,992
資産計	—	—	1,547,789	1,547,789
預金	—	1,868,922	—	1,868,922
譲渡性預金	—	38,357	—	38,357
借入金	—	95,000	9,380	104,380
負債計	—	2,002,280	9,380	2,011,660

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、一般貸出については、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。個人ローン（住宅ローン及び消費者ローン）については、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレ

ベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、割引現在価値等により算定した価額によっております。

観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、通貨関連取引（為替予約等）が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、クレジット・デリバティブが含まれます。

（注2）時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

（1）重要な観察できないインプットに関する定量的情報（令和5年9月30日）

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
デリバティブ取引 クレジット・デリバティブ	現在価値技法	倒産確率	0.00%	0.00%

（2）期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（令和5年9月30日）

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益（*1）
		損益に計上（*1）	その他の包括利益に計上					
デリバティブ取引 クレジット・デリバティブ	△42	0	—	6	—	—	△35	0

（*1）連結損益計算書の「その他業務費用」に含まれております。

（3）時価の評価のプロセスの説明

当行グループは、各取引部門において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果はリスク管理統括部署に報告され、時価の算定方針及び手続きに関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

クレジット・デリバティブの時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率であります。倒産確率の著しい増加（減少）は、単独では、時価の著しい上昇（低下）を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券（令和5年9月30日現在）

	種 類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	12,353	12,433	79
	そ の 他	—	—	—
	小 計	12,353	12,433	79
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	18,620	18,364	△256
	そ の 他	—	—	—
	小 計	18,620	18,364	△256
合 計		30,974	30,797	△177

2. その他有価証券（令和5年9月30日現在）

	種 類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	14,728	6,636	8,092
	債 券	609	604	4
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	609	604	4
	そ の 他	30,271	28,419	1,852
	小 計	45,609	35,660	9,949
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	69	77	△7
	債 券	107,133	110,762	△3,629
	国 債	39,148	41,824	△2,675
	地 方 債	61,389	62,260	△871
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	6,595	6,677	△81
	そ の 他	118,541	131,825	△13,283
	小 計	225,744	242,664	△16,920
合 計		271,354	278,325	△6,970

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、409百万円（うち、債券106百万円及びその他303百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（令和5年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（令和5年9月30日現在）

該当ありません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

区分	当中間連結会計期間 （自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）
役務取引等収益	1,621
預金・貸出金業務	251
為替業務	381
証券関連業務	300
代理業務	54
保護預り・貸金庫業務	13
その他業務	619
顧客との契約から生じる経常収益	1,621
上記以外の経常収益	17,464

（注）役務取引等収益は、主に銀行業から発生しております。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	1,590円63銭
1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額	39円60銭

以 上